

第7節 早期是正措置の概要及び運用

早期是正措置の趣旨（資料10 - 7 - 1 参照）

平成10年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、

是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、

結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、

などが期待される。

発動基準（資料10 - 7 - 2 参照）

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第26条第1項等）の1形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（同条第2項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、資本勘定（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（資産の種類に応じたリスクの割合を基礎として計算されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

$$\text{(注)自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額（資本金等）}}{\text{リスクアセット（資産の種類に応じたリスクの割合を基礎として計算されたリスク資産額の合計額）}}$$

措置区分（資料10 - 7 - 3 参照）

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第1から第3までの3段階であったが、平成10年10月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保すべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は4段階となっている。

また、10年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、14年12月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮するなどの厳格化を行った。

	自己資本比率		措 置 の 内 容
	国際基準行	国内基準行	
第1区分	8%未満	4%未満	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出・実施命令
第2区分	4%未満	2%未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実施、配当・役員賞与の禁止又は抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	2%未満	1%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止命令

発動実績

平成15事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績は以下のとおり。

（ ）内の件数は早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等 ： 2 件（13件）
 信用金庫 ： 2 件（21件）
 労働金庫 ： 0 件（0件）

信用組合 : 1 件 (59 件)

系統金融機関 : 0 件 (3 件)

(注) 労働金庫は、厚生労働大臣と金融庁長官の連名、系統金融機関 (対象機関 : 農林中金、信農連46機関、信漁連34機関) については、農林水産大臣と金融庁長官の連名で命令が発出される。